

病院勤務者勤務環境改善事業・救急医療体制強化事業実施要綱

	平成20年8月28日20福保医人第1108号
一部改正	平成21年3月19日20福保医人第2220号
一部改正	平成22年3月31日21福保医人第2383号
一部改正	平成22年10月18日22福保医人第1339号
一部改正	平成23年3月31日22福保医人第2508号
一部改正	平成25年2月28日24福保医人第2294号
一部改正	平成26年3月31日25福保医人第2530号
一部改正	平成30年3月30日29福保医人第2920号
一部改正	令和2年3月30日31福保医人第2941号
一部改正	令和3年6月9日3福保医人第763号
一部改正	令和4年7月7日4福保医人第954号
一部改正	令和6年10月23日6保医医人第1687号

第1 目的

この要綱は、病院が実施する医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組に対し、都が必要な経費を補助することにより、都内医療体制の安定的な確保に資することを目的とする。

また、救急医療体制の強化を図るため、都内の救急医療体制の中核を担う救急車年間受入2,000件以上の病院に対して、医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止、負担軽減、復職、定着を図る取組に必要な経費を補助することにより、救急医療体制の安定的な確保に資することを目的とする。

第2 実施主体

- 1 本事業の実施主体は、都内の病院とする。ただし、国、独立行政法人、地方独立行政法人及び都が設置する病院及びその他知事が定める病院を除く。
- 2 本事業の目的の達成のために必要があるときは、1に規定する病院は事業を委託することができる。

第3 補助事業

- 1 病院勤務者勤務環境改善事業の補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 勤務環境改善及び再就業支援事業

ア 復職研修及び就労環境改善事業

① 復職研修事業

個々の事情や、出産、育児等により離職せざるを得なかった医師及び看護職員が不安なく再就業し定着できるよう、指導担当者のもとで実施する復職研修事業

② 就労環境改善事業

病院に勤務する医師及び看護職員の負担を軽減し、働きやすい環境を整備することにより、離職防止と安定的な人材確保に資する事業

(例：短時間正職員制度の導入、交代制勤務の導入、当直・夜勤負担の軽減等)

イ 相談窓口事業

女性医師等の仕事と家庭の両立支援のための相談窓口を設置し、相談対応や情報提供を実施する事業

(2) チーム医療推進の取組

各医療スタッフの専門性を発揮させ、医師及び医療関係職等との役割分担とチーム医療推進に資する事業で次に掲げるもの。

ア 医師の事務作業を補助する職員（医師事務作業補助者）及び看護補助者の配置に伴う研修の実施

イ 助産師及び看護師の活用

(3) 勤務環境改善施設整備事業及び勤務環境改善設備整備事業

ア 院内助産・助産師外来に必要な施設・設備の整備。ただし、単年度に限る。

イ 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備。ただし、単年度に限る。

2 救急医療体制強化事業の補助の対象となる事業は、1 の(1)及び(2)に規定する事業のうち、救急医療体制を確保するために必要な事業とし、病院勤務者勤務環境改善事業の加算事業とする。

第4 補助事業の決定

補助事業は公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

第5 補助金の額

補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

第6 その他

第1から第5に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月19日20福保医人第2220号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21福保医人第2383号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月18日22福保医人第1339号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日22福保医人第2508号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月28日24福保医人第2294号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日25福保医人第2530号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日29福保医人第2920号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日31福保医人第2941号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月9日3福保医人第763号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月7日4福保医人第954号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和6年10月23日6保医医人第1687号）

この要綱は、決定の日から施行する。